(2)　屋内貯蔵所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ七十ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

ロ　保安対象用途に供する部分からの避難経路は、次の(1)及び(2)によること。

(1)　屋内貯蔵所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

(2)　屋内貯蔵所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。

（水圧試験の基準）

第二十条の五の二　令第十一条第一項第四号（令第九条第一項第二十号イにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十一条第二項及び令第十二条第一項第五号（令第九条第一項第二十号ロにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十二条第二項においてその例による場合を含む。）においてその例による場合を含む。）及び令第十三条第一項第六号（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十三条第二項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十三条第三項（令第九条第一項第二十号ハにおいてその例による場合及びこれを令第十九条第一項において準用する場合並びに令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）、令第十七条第一項第八号イ及び同条第二項第二号においてその例による場合を含む。）の総務省令で定めるところにより行う水圧試験は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める水圧試験とする。

一　高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）又は同法第三十九条の二十二第一項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設である圧力タンク

イ　一般高圧ガス保安規則の適用を受けるもの（ニに掲げるものを除く。）　同規則第六条第一項第十一号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第九十九条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験

ロ　液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（ニに掲げるものを除く。）　同規則第六条第一項第十七号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則第九十七条の規定に基づき経済産業大臣が認めたところにより行う水圧試験

（水圧試験の基準）

第二十条の五の二　［同上］

一　高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法第十六条第一項において準用する高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定の適用を受ける高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設を含む。）である圧力タンク

イ　一般高圧ガス保安規則又は液化石油ガス保安規則の適用を受けるもの（ロに掲げるものを除く。）　最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で行う水圧試験

ロ　高圧ガス保安法第五十六条の三第一項に定める特定設備に当たるもの

(1)　設計圧力が〇・四三メガパスカル以下のもの　(4)に掲げるものを除く。）　設計圧力の二倍の圧力で行う水圧試験

(2)　設計圧力が〇・四三メガパスカルを超え一・五メガパスカル以下のもの　(4)に掲げるものを除く。）　設計圧力の一・三倍に〇・三メガパスカルを加えた圧力で行う水圧試験

(3)　設計圧力が一・五メガパスカルを超えるもの　(4)に掲げるものを除く。）　設計圧力の一・五倍の圧力で行う水圧試験

(4)　高合金鋼を材料とするもの　設計圧力の一・五倍の圧力で行う水圧試験